

本稿は、19世紀後半における清朝中央政治の構造の一端を解き明かそうとする試みである。

これまでの清朝末期の歴史叙述が、中国近代史の枠組で構成されている現状において、時代区分に依らず、清朝中央の行政機関やそこで起用された人物の検討による再構成を目指す。また、清朝の特徴として官職の兼銜があると考えられる。その視座に辛酉政変を考察する。

辛酉政変は、奕訢(咸豊帝)の死後、葉赫那拉氏(西太后)と鈕祜祿氏(東太后)の両皇太后が、先帝の弟である奕訢(恭親王)と結んで、先帝の遺詔をうけた8人の贊襄政務王大臣を処分し政権を奪ったクーデターである。この前年は、1856年に起こったアロー戦争の末期にあたるが、英仏軍の北京侵入の直前に皇帝や皇太后、主だった官僚は熱河の離宮へと逃れ、奕訢は講和交渉の全権として北京に残っていた。奕訢が熱河で死去し、その棺が北京へと戻ってきたところで贊襄政務大臣のうち載垣(怡親王)・端華(鄭親王)・肅順の3人がとらえられ、死刑あるいは自害となった。この結果、皇太后による垂簾聴政が開始され、奕訢は議政王兼軍機大臣として政権の中心人物となった。

この政変によってさまざまな清朝中央の変化があらわれたと考えられる時期を「辛酉体制」とし、光緒新政の開始される1901年までを画期とした。清は満洲の王・モンゴルのハーン・チベット仏教の「転輪聖王」・中華皇帝といったさまざまな側面や、前朝の明から引き継いだとされる政治システムに加えられた軍機処などの独自のシステムを持つが、「辛酉体制」期は、①幼帝が即位する状況にあってその補佐を必要とする、②太平天国などの国内の混乱を抑えるために起用された漢人官僚を起用した、③軍備増強や制度改革が行われる、④西洋型国際関係への対応が迫られる、といった状況に対応しなければならなかった。

これを担当する清朝中央の政治制度とはどのようなものなのか、政変で打倒された勢力が務めていた御前大臣や、奕訢が政変後に就いた軍機大臣といった官職、新体制において行われた総理各国事務衙門・外務部という対外機関の設置の検討が重要であると考えた。

御前大臣は、辛酉政変によって処分された載垣・端華・肅順が務めた官職である。また、辛酉政変後に活躍した奕譞(醇親王)や奕劻(慶親王)らがこの職を務めていた。しかし、御前大臣についてはこれまでよくわかっていない部分が多く、とりわけ19世紀以降における詳細な状況は不明なままであった。

また、御前大臣となっていた載垣・端華・肅順らは咸豊年間に権勢を振っていたとされるが、通説的には雍正年間に軍機処が設置された以降の清朝中央の行政システムの中心は、六部尚書や内閣大学士にかわって軍機大臣であるとされてきており、軍機大臣ではなかった彼らがなぜ権力を振るい得たのか、その構造を解き明かす必要があると考えた。

御前大臣が設置されたのは康熙年間の初めとされているが、制度的な整備が形となってあらわれるのは、嘉慶年間に編纂された『大清会典』の成立を待たねばならない。それによると、御前大臣は侍衛処という皇帝護衛機関における一官職として登場する武官である。

御前大臣はその職掌として御前侍衛以下の皇帝近侍の侍衛を束ねるほか、官員の引見、奏事処の管轄を行うといったものがある。奏事処は各地から集まってくる上奏文の集積所であるが、開封はできないもののその管理を行うという業務は非常に重要なものであると考えられる。というのは、乾隆年間までに御前大臣を務めた人物に見られる特徴として重要な点として、軍機大臣を兼任する事例が多く見られるということである。通説として、軍機大臣が清朝中央の行政システムの中心にあるのであれば、上奏文が集まってくる奏事処の管理官を兼ねることによって、より強大な権限を得ていたことが想像できる。そして、この状況は弘曆(乾隆帝)の死後に顛琰(嘉慶帝)によって和珅や福長安が処分された後、ほとんど見られなくなっていった。さらに、嘉慶年間には皇族を御前大臣に採用する例があらわれ、道光年間以降は皇族・蒙古王公からの起用が中心となった。皇帝の近くにいる彼らが、清代の特色である兼銜(兼官)により、尚書、大学士や軍機大臣、都統、領侍衛内大臣などを兼任することで大きな権力を得ていたことが想像できる。

軍機処は、ジュンガル部のガルダンを攻撃するのの際し、情報の漏洩に気付いた胤禛(雍正帝)が数名の機密処理機関を設けたことをきっかけとして設置された機関である。しかし、雍正期・乾隆期に編纂された『大清会典』には記載がなく、やはり嘉慶年間になってから記載されたものであり、おそらく乾隆年間までは臨時機関としてとらえられていたのではないかと推測される。

会典の規定によれば、軍機大臣は内閣大学士や六部尚書・侍郎との兼任であり、専任の官員はいないことが読み取れる。筆頭の軍機大臣は内閣大学士(皇族がいる場合はその人物)とされる。乾隆年間後半に権力を握っていたとされる和珅の処分後には、軍機処の規定が作られた。①当日中、軍機処が担当する上諭作成を禁止。②各機関の上奏案を軍機処で取り扱うことを禁止。③各機関の官員が軍機処に案件を持ち込むことを禁止。④軍機章京の事務処理を関係者以外が係わる事を禁止。⑤王公大臣たちが軍機処に立ち寄って軍機大臣と政務について語ることを禁止。①～⑤については都察院の官員が監視。⑥王大臣への上諭は、軍機処に伝えることを禁止、といった規定が作られた。

嘉慶年間に入ると、それまで見られなかった皇族の起用という事例があらわれた。一方、辛酉政変の前夜において軍機大臣となっていた人物には内閣大学士が含まれていないなど、清代を通じて軍機大臣となった人物の兼任していた官職に比してやや地位が低かったために、御前大臣という皇帝に近い位置に居ながら大学士でもあり、財政部門のトップであるという肅順のような人物が実権を握ることができた背景となっていたであろうと指摘した。また、辛酉政変によって奕訢が軍機大臣となった後、軍機処が廃止される1911年まで、筆頭軍機大臣を皇族が務めるという状況が継続していた。

その奕訢は、アロー戦争の講和全権として英仏の代表と談判して北京条約(1860年)を結んだが、その条項のひとつに使節の北京常駐が定められた。こうした新しい状況に対応するべく設置されたのが総理事務衙門(以下総理衙門)である。一般には近代国家の外務省に相当する機関とみなされているが、その一方で著しく性格を異にする、とも評されている。それまで対外交渉を担当していた礼部や理藩院も同時に存続する中、西洋列強に対応する機関として誕生した総理衙門は、各国との交渉の他、海関事務や留学生選抜、外国語教育などを行い、また海軍整備などの洋務運動の中央における統轄機関でもあったことから、筆者は洋務機関として規定した。

また、総理衙門大臣に起用されていたのは軍機大臣や六部尚書を務めていた人物の兼銜であり、専任の大臣はいなかった。また、対外交渉は総理衙門設置以前と同様に各地の地方長官も引き続き行い、出使大臣として派遣される公使もいわゆる外交専任官ではなかった。

こうした状況から、義和団事変の後に総理衙門は外務部へと改組された。

列強は義和団事変の講和条約である辛丑和約(1901年)で総理衙門の改組を求め、清側との折衝の結果、皇族(奕劻)を総理外務部事務とし、軍機大臣が会辦大臣として外務部尚書の上にあるという新形態の機関が誕生した。近年の研究では、外務部の設置により近代外交機関が生まれたとされ、実際に外務部の内部での昇官が行われるキャリアアップパターンが規定されるなど、継続的な外交専門家の育成が見越されていた。

総理衙門とは異なって、外務部での兼銜は減少したが、奕劻はほとんど顔を出さなかったといわれる。このような中で、外務部あるいは国家としてどのような方針であったのか、という点についてはやはり疑問が残る機関ではあった。しかし、外務部の成立は20世紀初頭に進められた諸改革である光緒新政の先鞭とされ、民国期に成立した外交部や外交そのものへの連続性も指摘されている。光緒新政においては、19世紀末から指向されていた国家機関や憲法・法律の整備が行われ、文明国への仲間入りが目指されることとなった。

清の中央主要機関における兼銜・兼任の状況と、そこに起用されている人物を見ていくことで想起されるものは、歴史において政治史と制度史をどのように結びつけるのかという課題に対するひとつの見解だと考える。各機関の規定はその機関の内部にとどまるものであり、大きな政治機構として考えるには清の官員起用における兼銜という実態を合わせて検討していくことが不可欠である。このような視点に立てば、ある時点においてある人物が帯びていた役職が何であったのか、それを確認することで清の中樞が当時においてどのような方針をとることが可能であったのか、といった検討を可能にすることができる。と考える。